

# 南魚沼市財政健全化計画

## (第2次計画)

平成17年12月策定

平成19年12月改定

(第1章、第2章削除、第3章、第4章改定)

## 目次

財政健全化計画改定にあたって	1P
第1章 削除	
第2章 削除	
第3章 財政健全化計画の概要	2P
1. 取組への基本的考え方	
2. 財政健全化の重点課題	
1) 歳入の確保、歳出削減を通じた収支の均衡確保	
2) 施設の統廃合、民間への移譲、外郭団体との連携	3P
3) 財政構造の弾力化の確保と基金の計画的積立	4P
4) 施策の見直し	
3. 健全化のための計画期間	
4. 財政健全化計画の推進体制	
第4章 財政健全化を図るための具体的な取組方策と目標額	5P
1. 歳出削減への取組方策	
1) 人件費の抑制	
2) 内部経費の徹底した削減	6P
3) 投資的経費の抑制	
4) 行政水準と市の役割の明確化	7P
5) 特別会計への繰出金見直し	9P
2. 歳入確保への取組方策	
3. 年次別財政健全化目標額	10P
4. 地方財政の充実対策	
結びに	11P

## 財政健全化計画改定にあたって

財政健全化計画（平成 17 年 12 月策定）

旧大和町、旧六日町の合併、旧塩沢町の編入合併、広域水道企業団及び南魚沼広域連合の解散による南魚沼市の誕生という大きな体制の変革

財政的には平成 15 年度以前からの地方財政対策による歳出削減、平成 16 年度から始まった国の三位一体改革による財政力の弱い地方公共団体に対する実質的一般財源の大幅な削減、

2 つの大きな変革の中で新南魚沼市の財政運営に対する危機感がつのったことから緊急に財政健全化計画を策定し収支の均衡を図るべく歳入歳出についての見直し目標を定め取り組んできました。

### 財政健全化計画改定

新南魚沼市としての最初の通年決算である平成 18 年度決算がまとまりおおよその新市の姿が明らかとなったこと、三位一体改革が一応の区切りとなったこと、合併特例債活用事業を具体化することが必要、厳しい財政事情の中での将来の財政見通しが必要などの理由から、平成 19 年 12 月に財政計画を策定しました。この財政計画策定の過程において、財政健全化計画との整合を図ることが必要でした。つまり、財政健全化計画は財政計画を補完する計画として位置づけることとしました。

そこで、原財政健全化計画の第 1 章（財政分析と財政運営の問題点）、第 2 章（中期的財政見通し）については財政計画に譲り、第 3 章以下を全面改定することとしました。また、健全化目標額については、平成 18 年度実績を踏まえて

現実に即した目標額に変更しました。

## 第3章財政健全化計画の概要

### 1. 取組への基本的考え方

本計画は、限られた財源を活用し「最小の経費で最大の効果」が図られるよう今後の財政運営の指針とすべく策定するものです。基本とする考え方は次のとおりです。

後世にわたり住民生活の安定と向上を図るためには、現況の収支不均衡を早急に解消し、行政需要に弾力的に対応できる健全な財政基盤を確立していかなければなりません。したがって、これまで以上に事務事業の再構築と重点化を進めながら、住民ニーズの動向や財政状況と行政水準の現状認識を踏まえた市政運営が必要です。そのための指針として、ここに財政健全化計画を策定します。

この計画を推進することは、財政計画どおりの財政運営の可能性、更には、第1次南魚沼市総合計画の確実な実現に寄与するものであると考えています。

### 2. 財政健全化の重点課題

当市財政の現状を踏まえたうえで、収支の均衡と弾力的かつ安定的な財政基盤の確立を図るため、次の4点を重点課題とし、具体的に取り組むこととしました。

#### 1) 歳入の確保、歳出削減による財政構造の弾力化

大幅な収支不足から歳出の抑制だけでは賄いきれないため、歳入の安定確保

は重要な課題となる。地方公共団体の基本である税収入の確保は市民公平負担の原点であり、収納率の向上は最重点課題と認識し取り組みます。また、使用料、手数料、負担金、分担金についても適正な負担となるよう見直しを行い、歳入確保を図ります。

歳出については、「人件費の抑制」「内部経費の削減」「投資的経費の抑制」「行政水準の明確化」「繰出金の見直し」「公債費の削減」に取り組みます。これにより経常収支比率、実質公債費比率等の上昇を抑え、財政構造の弾力化を図ります。

### 2) 施設の統廃合、民間への移譲、外郭団体との連携

合併後も、既存庁舎をはじめ、従来の施設をそのまま活用しているためスケールメリットが生じていない。本庁舎に機構をまとめ分庁舎方式から総合支所方式に移行し、職員定数の削減を進め人件費の抑制を図ります。この結果、未使用となる空き施設については、市民サービスの利便性や施設の有効活用、売却等を模索し効率化を目指します。保育園、小学校は、少子化による児童数の減少と施設の老朽化による建て替え時期を勘案し、地元の同意を得ながら統廃合を進め効率化を目指します。更に市営各種施設についても統合、廃止等の検討を進めます。

公共サービスの効率化と経費の節減を図るため、民間で可能なものは民間に委ね、外部委託、民営化、指定管理者制度の活用及び公設民営化を積極的に進めます。

また、市の財政状況が悪化し財政健全化計画に取り組まざるを得ない状況となったことから、外郭団体にも同様の取り組みを行うよう要請し、計画推進に当たっての連携を図ります。

### 3) 財政構造の弾力化の確保と基金の計画的積立

中長期的な視点に立った財政運営や、臨時的な財政需要に的確に対応できる安定的な財政運営を行う事が出来なければ、将来にわたって均等で公平な行政サービスは提供できません。また、不測の事態に対処するため財政調整基金の確保は必要です。厳しい財政状況ではありますが、財政計画で推計している残高については最低限確保しなければなりません。

### 4) 施策の見直し

国の財政構造改革の動きに伴う社会経済情勢の変化や今後の市政の方向性を踏まえ、行政評価システムを導入し、合併前の事務調整を含め全ての事務事業を見直し、費用対効果の観点から必要性和効率性を検証し、市民ニーズに適合した施策を構築します。これにより限られた財源を有効に活用します。

## 3. 健全化のための計画期間

平成18年度から5年間を「財政健全化期間」とし、目標達成に向けた方策に取り組みます。

今後5年間の目標達成に大幅な誤差が生じた場合、あるいは財政事情の変化があった場合は、計画期間を延長することとなります。また、延長しない場合にあっても、本財政健全化計画の方針や方向性については、本市の将来の財政運営においても堅持すべきものであり計画期間終了後も継承していきます。

## 4. 財政健全化計画の推進体制

財政健全化計画は財政計画の補完的計画であることから財政計画と一体となって推進していかなければなりません。主管担当課は総務部企画政策課としま

すが、市の全組織挙げてその推進に取り組みます。

## 第4章財政健全化を図るための具体的な取組方策と目標額

当市財政は、税込減や三位一体改革の影響により平成16年度以降、急激に悪化している。健全化計画の推進に伴い、一時的な市民サービスへの影響が生じるが、長期的には市が自ら政策を決定し実行出来ることとなり、結果的に市民への影響が少ないものとなる。したがって具体的に取り組むべき方策を示し、市民の理解を得ながら目標を達成するものとします。

### 1. 歳出削減への取組方策

#### 1) 人件費の抑制 歳出目標額 30億8千5百万円

歳出の中で最も大きな比率を占める人件費については、極力市民サービスに影響が生じないよう配慮しつつ、職員定数の削減を進めます。併せて、職員手当・福利厚生費等についてもその制度が時代に即したのか、また、市民の理解を得られるものかどうかを検討し、人件費の総量削減を進めます。

#### ● 具体的な取組事項

##### ① 常勤特別職の報酬削減

平成18年度から3年間、市長15%、助役、収入役、教育長10%の報酬等を削減します。

##### ② 職員定数の削減

適正な人員配置に努め、財政計画で推計した年度別職員数に基づき、退職者不補充等により職員定数の削減を図ります。

##### ③ 職員基本給削減

健全化計画期間の財政見通しでの収支赤字が多額となっていることや、健全

化期間当初は人件費の抑制効果が薄いことから、市民サービスへの影響に配慮し、平成18年度から3年間、職員基本給を削減します。

### ④ 時間外勤務手当等の抑制

時間外勤務手当については、適正な人員配置と業務の繁閑に応じた課内の協力体制をとることにより削減に取り組みます。また、特殊勤務手当については、今までも見直しを図ってきたところではありますが、今後も見直しを進めます。

### ⑤ 定年前早期勧奨退職制度の実施

定年前早期勧奨制度の実施に当たっては、実施年度の負担は大きいですが、以降の人件費総額の抑制が図られることから積極的に行っていきます。

### ⑥ 非常勤職員の活用

政策判断を含まない業務、比較的単純で正職員でなくても可能な労務については、退職者再任用、任期付職員、非常勤職員等を活用することで人件費の抑制を図ります。

## 2)内部経費の徹底した削減 目標額約7億7千1百万円

内部管理経費や一般事務費については、これまでも見直しを進め削減してきたところですが、合併によるスケールメリットを生かすとともに更なる職員の意識改革を進め、引き続き徹底的な節減を図ります。

## 3)投資的経費の抑制 目標額9億8千7百万円

事業の選択に当たっては、第一次南魚沼市総合計画の重点事業を中心に、市民生活に密着した事業を優先します。また、継続事業を含め緊急性、重要性を再精査し重点的に取り組むこととします。将来の市にとって不可欠な社会資本の整備は合併特例債の発行が可能な平成27年度までに実施しなければなりません。



ん。これにより市の実質的負担を軽減することができます。しかし、実施に当たっては費用対効果を常に意識し、施設等の規模、構造等について充分検討し、過大投資となることは絶対に避けなければなりません。

### ● 具体的取組方策

#### ① 財政計画等の投資額との整合

年度ごとの投資額は総合計画実施計画、財政計画投資額以内に抑制するよう計画的に執行する。

#### ② コスト縮減への取組を推進します。

これまでも取り組んできた公共工事のコスト縮減については、関連事業との調整を図り、計画的な事業執行と効率的な施工方法の採用、資材の再利用、入札方法の見直し等により更なるコストの縮減に取り組めます。

### 4)行政水準と市の役割の明確化 目標額 4 億 9 千 3 百万円

#### ①水準超過サービス、福祉事業を見直します。

交付税の基準財政需要額が大幅に減じられ、交付税交付額は大幅に削減されています。このことは、市の行政水準を下げることを意味しています。しかし、市民への影響に配慮し、引き続き同水準で継続されてきました。現状は市が提供するサービスは、国の求める水準を超過しています。したがって、市が提供している行政サービスの中で、国や県の基準に基づいて実施しているサービスに市が独自に上乘せしている基準外サービスを見直す時期にきています。特に福祉分野については、さまざまなサービスを提供してきましたが、少子高齢化が進み、急激な負担増となっています。もはや、前年度の予算額を維持できないところまで財政状況が悪化し、これまでと同様のサービスを維持していく財政的余裕はなくなりました。限られた財源の中で、真にサービスを必要として

いる人に必要なサービスが継続的に提供できるよう、市の財政状況、社会経済状況、所得、生活水準等の変化も考慮し受益と負担の見直しを進め、所得制限の見直しや対象者の範囲、サービスの内容を再検討し、公平性を確保しつつ社会的立場の弱い市民の生活を守る施策を再構築します。

### ②行政評価システムによる見直しに取り組みます。

限られた財源を、より効果的、効率的に配分するため事務事業の評価は避けてとおれません。現在事務事業の一部についての行政評価を試行していますが、市にとって有効な行政評価システムを構築するよう努めます。施設利用の少ないもの、利用者の偏在や、事業や制度の効果が上がっていないものは廃止・縮小し施策の重点化・効率化を図ります。

### ③国県補助事業の超過負担の解消を目指します。

事業の実施に当たっては、一般財源が限られていることから最も有利な国・県補助金を活用する事は当然であるがこれらの事業の基本額と実際に必要となる事業費に差が生じる場合は、これらの基準を超える過剰な施設建設や事業を行うことがないように進めます。

### ④民間委託を推進します。

市の財政事情が悪化している中、社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズは多種・多様化しています。そのため市が担うべき役割を明確にし、必要な行政サービスの提供に重点的に取り組む必要があります。

こうした観点から民間に出来ることは民間に委ねる事を基本に、平成 18 年度に策定した「集中改革プラン」の推進に努めます。

### ⑤補助金、負担金、分担金の見直しを進めます。

市が支出する補助金は、大別して事業費補助と運営費補助があります。事業費補助はその団体が市の行政目的と概ね方向性を一にする事業で、一定の補助

金を交付することで結果的に市民の福祉の向上に寄与するものに限定し、あいまいとなっている事業費補助を見直します。また、交付目的や成果目標を明確にするため、事業費補助については最長の交付継続期間を定めることとします。今後は補助対象経費や補助率等のルールを定め、その目的と必要性、効果、達成度等について事務事業評価を行います。

また、政策的に行っている運営費補助については、各団体が担っている公共性・公益性を十分考慮するとしても、悪化している市の財政事情から市が取り組む財政健全化に歩調を合わせ、最小の経費で最大の効果を得るよう常に見直しを行います。負担金、分担金については、今後事務事業評価により積極的に見直します。

### 5) 特別会計への繰出金抑制 目標額 11 億 5 千万円

一般会計と歩調を合わせた歳入歳出の徹底した見直しの取り組みを行うことにより、各特別会計への繰出金を抑制します。

## 2. 歳入確保への取組方策 目標額 3 億 6 千 3 百万円

### ① 収納率の向上を図ります。

市税、使用料、保育料、各種保険料、各種料金等は、収納率の向上目標を設定し収入確保に努めます。滞納については、早期徴収を目指し関係機関や担当者と連携して徴収等を行い、また、差し押さえ、公売等を組織的に展開できるかどうか検討し、体制づくりを進めながら滞納整理を強化します。

### ② その他の収入確保に努めます。

市民負担の公平の観点から、常に適正な受益者負担を検証し受益者の理解を得ながら見直しを進めます。また、未利用地・施設については、積極的に

売却や貸付を検討し公共財の活用を図ります。その他、公金管理や雑収入等あらゆる収入について適正な運用や負担を求め、増収を図ります。

### 3 年次別財政健全化目標額

健全化項目別目標額を変更し、各年度ごとの達成目標額を次のとおり定めます。

単位：百万円

健全化項目	原計画	変更後の目標額					
		18実績	19計画	20計画	21計画	22計画	総額
人件費の抑制	2,400	396	585	709	633	762	3,085
内部経費の削減	700	104	152	165	175	175	771
投資的経費の抑制	1,100	237	134	350	140	126	987
行政水準の明確化	1,600	81	103	103	103	103	493
繰出金見直し	500	208	246	242	227	227	1,150
公債費の削減	0	0	0	54	85	112	251
歳入の確保	600	50	67	63	86	97	363
健全化対策合計	6,900	1,076	1,287	1,686	1,449	1,602	7,100

### 4. 地方財政の充実対策

現在の財政状況は、数度にわたる国の経済政策や減税、地方財政計画による枠組みに関わってきたことが要因でもあり、更に強まる国の構造改革や地方分権の流れを踏まえ、積極的に国・県への働きかけを行い、財源委譲を含めた地方財政の強化を訴える必要があります。市が自主的・主体的な行政を進める上で地域偏在の少ない所得税や消費税等の委譲を関係団体とともに強く求めていきます。

また、地方交付税は、法律により国税の一定割合が財源とされ地財計画に

基づき、概ねその総額確保がなされてきました。しかし近年は総額確保のための財源となる国税収入の減により、多額の収支不足となり多額の借入で補填されてきました。その結果、この償還金が一般会計を圧迫し、交付税はここ連続して減額され、今後も財源保障機能の更なる見直しが進められようとしています。急激な交付税の減により地方行政は、大幅な財源不足に陥りきわめて厳しい状況となっている点については、上述したとおりです。地方団体が今までどおりの行政サービスを行うために必要な額は、法で保障する財政調整機能として確実に確保されるようあらゆる機会に求めていきます。

国・県支出金については近年、地方分権の流れの中で使途制限の緩和や統合メニュー化が進んでいます。新たな補助制度を活用するためには市の自主性・独自性が求められ、採択に当たっては真に必要な事業計画と構想の提案、採択後は事業効果の検証が求められる制度へと徐々に変わってきています。この制度に対応できる職員の能力養成が必要となりますが、近年の国・県の補助金の合理化等による超過負担と同様な負担を強いることのないよう求めていきます。

### 結びに

現在の厳しい財政状況を克服し、健全な財政運営を維持していくためには多くの推進方策が必要であり、その為には市民の理解と協力が不可欠です。全庁を挙げてこの計画に基づく取組を進めます。しかし、このことは市民サービスの低下につながる場合も生じますので市民への説明責任を果たしながら進めてまいります。

また、一刻も早く健全な市財政を確立するためには、まず、職員の自覚な

## 第2次

くしては達成できないものと考えています。今後は、経営的観点から行政コストを意識し、常に市民の視線で事業の目的、効果、成果、効率性を求める職員を養成してまいります。私も新しく生まれ変わった南魚沼市にとって、何が必要か、何が出来るのか、何をすべきかを見極め施策の選択をして行く所存でありますのでご理解を賜り、この計画推進に対するご支援をお願い申し上げます。